

## 夏季休業中の集団活動等について

(問) 夏季休業中に研修旅行や各種大会等への参加予定があるが、インフルエンザ様症状のある児童生徒が出た場合には、校長の判断で対応を決定してもよろしいか。

### (1) 孤発の場合

- ① インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）のある児童生徒又は教職員が**孤発**した場合、学校医と相談の上、集団感染につながるおそれがないと判断される場合には、通常の季節性インフルエンザと同様に、校長（又は市町村教育委員会）の判断で対応を決定して差し支えない。
- ② この場合、集団活動（研修旅行や各種大会等への参加など）の可否についても、校長（又は市町村教育委員会）が判断して差し支えない。

### (2) 複数発生の場合

- ① インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）のある児童生徒又は教職員が1週間以内に**複数発生**した場合には、その旨を迅速に保健所へ連絡しなければならない。
- ② その際、症状のある児童生徒又は教職員同士に接触機会があったかどうか（例：学級活動、部活動、地域行事など）が、保健所にとっては重要な判断材料になるので、この点に関する情報も併せて保健所へ連絡すること。
- ③ 連絡を受けた保健所において、集団感染につながりかねない端緒であるという判断がなされた場合には、「**クラスターサーベイランス**」（集団探知）が実施され、PCR検査により、新型インフルエンザであるか否かが確定されることになる。
- ④ 上記③のPCR検査により、新型インフルエンザでないことが確定した場合には、校長（又は市町村教育委員会）の判断で決定した対応内容を、維持して差し支えない。
- ⑤ 上記③のPCR検査により、新型インフルエンザであることが確定した場合には、保健所による「**積極的疫学調査**」が実施され、感染しうる集団の範囲が特定されるとともに、濃厚接触者のリストアップが行われることになる。
- ⑥ この「**積極的疫学調査**」の結果をもとに、保健所から校長（又は市町村教育委員会）に対して、対応内容（例：臨時休業措置の対象範囲及び期間など）を強化するよう要請された場合には、その要請に従う必要がある。
- ⑦ また、濃厚接触者としてリストアップされた児童生徒及び教職員に対して、保健所から感染拡大防止のために必要な協力（外出自粛など）を要請されるので、その協力要請に従う必要がある。
- ⑧ 以上のように、「**クラスターサーベイランス**」を通じて新型インフルエンザ発生が確定した場合には、集団活動（研修旅行や各種大会等への参加など）の可否についても、保健所の助言・指導に従うべきである。